

**(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)**

**第59条** 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

**○火災予防規則**

**(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出)**

**第35条** 条例第59条第1項の規定による指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）、指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出（内容の変更及び廃止をする場合を含む。）は、当該行為を行う日の7日前までに、所定の届出書に必要な図書を添えて（廃止する場合を除く。）提出しなければならない。

2 前項の届出書に添付する図書は、当該設備の配置図、構造図、仕様書、設置する建築物の付近見取図、平面図及び矩計図とする。

**【解釈及び運用】**

本条は、少量危険物及び条例別表第8に掲げる数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は、同表に掲げる数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出並びに当該物品の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止しようとする者の届出について規定したものである。